

広島市規則第14号

令和8年3月11日

広島市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の
一部を改正する規則

広島市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成27年広島市規則第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広島市マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則

第1条中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律（）」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律（）」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則」に改める。

第2条の見出し中「除却」を「除却等」に改め、同条第1項中「第49条第1項第3号」を「第76条の25第1項第3号」に改め、同項第1号中「第102条第1項」を「第163条の56第1項」に改め、同条第2項中「第49条第2項第3号」を「第76条の25第2項第3号」に改め、同条第3項中「第102条第2項第1号」を「第163条の56第2項第

1号」に、「第49条第1項」を「第76条の25第1項」に改める。

第3条の見出し中「容積率」の右に「又は各部分の高さ」を加え、同条中「第52条第1項」を「第76条の30第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。